

募集に係る資料への質問回答について

令和6年6月13日

令和6年4月18日に公表した、群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業(第2期)の実施に伴う株式会社群馬東部水道サービスの再編成に係る事業者の募集に関わる資料について、同年5月9日から22日まで質問を募集しました。

寄せられた質問への回答は下記のとおりです。また、質問に関連し、本資料末尾に資料を追加したため、併せて確認してください。

【質問と回答一覧】

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
1	募集要項 P2	第1章 4. (2)	「なお、選定事業者の出資分について、単独の構成員による全体出資の3分の1以上の出資は認めない」とありますが、1者の民間企業からなる民間グループの場合、選定事業者の出資割合は全体出資の49%となります。実質的に民間グループは2者以上の民間企業から構成されるとの解釈でよろしいでしょうか。	1者での応募であった場合は49%の出資となることがやむを得ないため、3分の1以上の出資を認めます。
2	募集要項 P2	第1章 4. (2)	第1章4. (2)第2段尚書きにおいて、選定事業者の単独の構成員による全体出資の3分の1以上の出資は認めないとされておりますので、「民間グループ」の構成の要件としては実質2者以上の民間企業から構成されることが求められるのでしょうか。	民間グループは1者以上としており、1者での応募も認めます。その場合の3分の1以上の出資も認めることとします。
3	募集要項 P2	第1章 4. (3)	(3)機関構成について、監査役への報酬の支払いは必要になるという認識でよろしいでしょうか。	報酬については(株)群馬東部水道サービスの定款によって規定され、選定事業者と企業団の協議によって決定します。(参考:基本協定及び官民出資会社に係る合意書(案) 第3条等)
4	募集要項 P3	第1章 4. (4)	企業団からの出向について、退職派遣形式による出向を行うとありますが、年間何名を予定しておりますでしょうか。出向先の業務や勤務地は企業団と群馬東部水道サービスで協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	人数や対象業務等の詳細については、協議によって決定します。
5	募集要項 P3	第1章 4 (4) 従業員 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務に関する提案項目	(株)群馬東部水道サービス(GTSS)に出向している民間企業の一部の従業員は、プレゼンテーション・ヒアリングの出席を予定しておりますが、制限等は無理解でよろしいでしょうか。	記名枠については適宜追加いただいて構いません。 ただし、参加可能人数の上限については、提案書提出期限以降に応募者へ通知することを予定しています。(募集要項 P.16)
6	募集要項 P3 提案書作成要領 P2	第1章 4 (4) 従業員 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務に関する提案項目	募集要項に記載されています(株)群馬東部水道サービス(GTSS)プロパー従業員の継続雇用に関し、提案書作成における業務担当に関するGTSSの活用表現と人員体制に関する各従業員の氏名・資格の表現について、制限等は無理解でよろしいでしょうか。	(株)群馬東部水道サービスは本事業へ応募できません。 提案書内に、公告資料にて公表していない情報を掲載することは妨げません。 (株)群馬東部水道サービスの特定のプロパー職員を前提とした提案については、民間グループの提案として評価しないことがあります。
7	募集要項 P3	第1章 4 (5) 主たる事務所	事務所を新庁舎内に設置した場合、必要な賃料をご教示ください。	包括業務を遂行するにあたり必要な範囲で、企業団が所有する建物等の賃料については、無償とします。(事業契約書(案) 第31条第1項) その他必要な賃料については、企業団の算定基準にて、算出します。
8	募集要項 P3	第1章 4. (5)	令和9年度に庁舎移転するとありますが、企業団の所有物は企業団が、群馬東部水道サービスの所有物は群馬東部水道サービスがそれぞれ移転に伴う費用負担をするという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	募集要項 P3	第1章 4. (6)	出資比率が最も高い企業団が資金調達に対し、損失補償を行わないとありますが、資金調達に対しての議決権も放棄するという理解でよろしいでしょうか。	資金調達については、企業団が行う事業運営を代行して実施していただくものであります。リスク分担として、損失補償を行わないこととしています。 出資者として、(株)群馬東部水道サービスが行う資金調達については、議決権を持つこととなります。
10	募集要項 P5	第1章 6.	※3 民間グループから(株)群馬東部水道サービスへの出向は必要に応じて実施するとありますが、出向が生じた場合、その対価は公的な積算根拠に則った金額が出向元の構成員に支払われるという理解でよろしかったでしょうか。	「基本協定及び官民出資会社に係る合意書(案)」の第5条(各構成員からの出向・転籍)において、双方協議の上、決定することとなっており、協定等締結後の契約条件協議等の中で協議する予定です。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
11	募集要項 P5	事業方式	「既存管路の更新整備業務の施工部分については、業務を担当する構成員と請負契約を締結する」について、事業契約は群馬東部水道企業団と構成員が直接請負契約を結ぶとの認識でよろしかったでしょうか。	募集要項で規定する「事業契約」は「群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）」を示しています。 施工部分についてのみ、別契約として企業団と構成員が直接請負契約を結びます。
12	募集要項 P5	事業方式	「既存管路の更新整備業務の施工部分については、業務を担当する構成員と請負契約を締結する」について、事業契約は工区毎の一括契約と考えてよろしいでしょうか。	募集要項で規定する「事業契約」は「群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）」を示しています。 詳細は事業者選定後の契約協議によって決定します。 事業契約と同様、1年間で実施する工事の一括契約を想定しています。
13	募集要項 P5	事業方式	「既存管路の更新整備業務の施工部分については、業務を担当する構成員と請負契約を締結する」について、契約額は提案価格を上限価格で割った請負率が適用されると考えてよろしいでしょうか。	当該請負契約の契約金額は、提出いただく見積書様式から決定します。精算額算出のための請負率は、当該対象業務の請負率を使用します。 詳細は、本資料末尾の追加資料をご確認ください。
14	募集要項 P5	事業方式	「既存管路の更新整備業務の施工部分については、業務を担当する構成員と請負契約を締結する」について、契約書は別途提示されるとの認識でよろしかったでしょうか。	当該請負契約の契約書は、企業団の建設工事請負契約書、建設工事請負契約約款を準用します。詳細については事業者選定後の契約協議によって決定します。
15	募集要項 P6	第1章 8. (2)	群馬東部水道サービスは企業団の指揮命令系統下におかれるとありますが、各構成員の業務を行っている従事者は対象外との認識で間違いはないですか。もし、対象と考えられている場合は、手当や宿泊費、労働災害発生時の保証などの条件を明示ください。	ご認識のとおりです。 各構成員の業務を行っている従事者は、帰属する企業の身分となります。
16	募集要項 P6	第1章 9.	業務の引継ぎの対象は、施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のみが対象という認識で間違いはないでしょうか。	官民出資会社として各業務について引継ぎしていただくことを想定していますが、業務内容（工事等）によっては協議が必要になることを想定しています。
17	募集要項 P7	第2章 1. (1)	(2)は①、(3)は②、(4)は③、(5)は④、(6)は⑤の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。
18	募集要項 P7	第2章 1. (2)	技術者の配置に関して、参加資格申請日以降でも、変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	変更は可能ですが、要求水準書で示す要件を満たしてください。 また、提案書において配置する技術者に言及した場合、少なくとも同等以上の技術者に変更するようにしてください。
19	募集要項 P7	第2章 1 (2) 参加条件④	対象となる実績は契約が完了したものだけになるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	募集要項 P8	第2章 1. (2)⑤	エ「監理技術者」または「主任技術者」は業務実施中は専任とありますが、それ以外の技術者は専任の必要はないという認識でよろしいでしょうか。また、建設業法に記載されている条件以外での常駐義務は発生しないと考えておりますがよろしいでしょうか。	「監理技術者」または「主任技術者」は業務実施中は専任としておりますが、その他の資格者については、業務履行上必要な有資格者確保をお願いしています。 常駐義務については、企業団の建設工事請負契約約款に示すとおりです。
21	募集要項 P12	応募資格確認申請時の提出書類	「企業団の構成団体である3市5町の税に係る納税証明書」について、納税している自治体のみ納税証明書を提出すればよろしいでしょうか。また納税していない自治体分はどのようにしたらよろしいでしょうか。	納税義務のある構成員が、納税義務のある構成団体の納税証明書を提出してください。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
22	募集要項 P13	応募資格確認申請時の提出書類	【「水道管路施設管理技士」の資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類は、施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、管路施設管理業務を担当する構成員が提出すること（写しで可）。】とありますが、本業務は第1期包括事業委託では㈱群馬東部水道サービスが担当しており、第2期包括事業委託においても、㈱群馬東部水道サービスが担当する提案をした場合には、提出は不要との理解で良いでしょうか。	㈱群馬東部水道サービスは本事業へ応募できません。別途資格者を配置してください。
23	募集要項 P13	応募資格確認申請時の提出書類	【「給水装置主任技術者」の資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類は、施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、給水装置関連業務を担当する構成員が提出すること（写しで可）。】とありますが、本業務は第1期包括事業委託では㈱群馬東部水道サービスが担当しており、第2期包括事業委託においても、㈱群馬東部水道サービスが担当する提案をした場合には、提出は不要との理解で良いでしょうか。	㈱群馬東部水道サービスは本事業へ応募できません。別途資格者を配置してください。
24	募集要項 P15、P17	第2章 4(1) 見積上限価格 第3章 2(1) 事業契約の締結	「物価及び労務単価の上昇を見込んだ金額である」とありますが、ここでいう物価及び労務単価は何を指すのでしょうか。物価上昇の確認に齟齬が生じぬ様、基準とする物価及び労務単価として何を採用しているのかご教示をお願いします。	基準については示すことは想定していません。国で示す過去の物価指数や労務単価をもとに採用しています。
25	募集要項 P15	第2章 4. (1)	既存管路の更新委託業務に関して、要求水準書の別紙3に施工監理の路線が明記されており、事業期間中や年度内に延長や工区数の増減があった場合は変更契約の対象となると理解しておりますが、国交省の積算基準に基づいて変更額を算出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
26	募集要項 P15	第2章 4. (1)	既存管路の更新委託業務に関して、要求水準書の別紙3に設計の路線が明記されていますが、延長や工区数の増減、工区変更があった場合は変更契約の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	募集要項 P15	第2章 4. (1)	②工事等関連委託業務に関して、見積上限額に対する提案金額を請負率とし、事業期間中は各年度の変更設計金額に当該請負率を乗じて変更契約金額を算出するとの理解でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。 詳細は、本資料末尾の追加資料をご確認ください。
28	募集要項 P15	第2章 4. (1)	参考見積書様式3のG. 既存管路更新委託業務の重要給水拠点管路の設計延長には、R11年度の設計延長は含まれておりませんが、見積上限額にもR11年度の設計費は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	募集要項 P15	第2章 4. (1)	既存管路更新委託業務の施工監理業務費は、参考見積書の提案金額で契約するとの理解しておりますが、よろしかったでしょうか。もし相違がありましたら、どのように金額を取り決めるのかを明示ください。	ご認識のとおりです。
30	募集要項 P15	第2章 4. (1)	交付金申請書作成業務の業務費は、参考見積書の提案金額で契約するとの理解しておりますが、よろしかったでしょうか。もし相違がありましたら、どのように金額を取り決めるのかを明示ください。	ご認識のとおりです。
31	募集要項 P15	第2章 4. (1)②	「物価及び労務単価の上昇を見込んだ金額」の物価及び労務単価の基準を示していただくことは可能でしょうか。	基準については示すことは想定していません。国で示す過去の物価指数や労務単価をもとに採用しています。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
32	募集要項 P15	第2章 4. (2)	③事業契約段階では工事箇所を特定しない工事に関する設計・施工監理等の費用とありますが、事業量の根拠が乏しく、人員体制を検討することができません。技術者配置した後に事業量が大幅に増減した場合、特に初年度は運営に多大な支障を及ぼす可能性もございます。そのため、別紙6にあります業務実績程度の事業量とその委託費は確保されとの認識でよろしいでしょうか。	「H. その他事業の工事関連委託業務」については、他事業関連の業務となることから、事業量の変動することが予測されますが、大幅に変更が予測される場合は別途協議を行い、「G. 既存管路の更新委託業務」と合わせ、年度ごとの事業ボリュームを平準化させる予定です。
33	募集要項 P15	第2章 4. (2)③	その他事業における工事関連委託業務に関して、参考見積書に記載されている金額は、別紙6にあります業務実績に基づいて算出した設計・工事監理費等という理解でよろしかったでしょうか。設計・工事監理以外に含まれる業務がありましたら開示ください。	ご認識のとおりです。 ただし、予定業務内容については、事業期間中に変更となりますが、事業量としては、同程度を想定しております。
34	募集要項 P16	第2章 5. (2)	プレゼンテーション及びヒアリングについて、様式のプレゼンテーション参加者届には5名分の記名枠しかございませんが、構成員による質問回答なども考えられるため、参加者数を増やしていただけないでしょうか。	記名枠については適宜追加いただいても構いません。 ただし、参加可能人数の上限については、提案書提出期限以降に応募者へ通知することを予定しています。（募集要項 P.16）
35	募集要項 P17	第2章 2. 2. 1	各種許認可申請書作成及び関係機関との調整業務を行うとなっておりますが、詳細設計の委託料を算出する際に歩掛が計上されているのと理解でよろしいでしょうか。また、その理解で問題のない場合、計上された内訳をご提示願います。	委託費の算出に関する内訳の提示はできません。
36	募集要項 P17	第3章 1 (2) ㈱群馬東部水道サービスの再編成	【第1期事業者は保有する㈱群馬東部水道サービスの株式を企業団に譲渡し、企業団は保有する株式を選定事業者に譲渡する。】とありますが、第1期包括事業委託の募集要項では下記の記載があります。 【事業契約終了後の対応契約期間（平成37年3月31日まで）終了後、事業環境の変化等を踏まえて、出資する民間グループを再度公募する可能性がある。再度公募した際に、それまで出資していた民間グループが再選定されなかった場合など、業務を実施しなくなった民間企業は、株式を企業団へ譲渡しなければならない。譲渡価格は、事業会社の自己資本額を株式数で割った額を、1株当たりの譲渡価格とする。ただし、最低価格は当初に出資した額とする。】第1期事業者は保有する㈱群馬東部水道サービスの株式を企業団に譲渡する時期は、事業年度終了後の株主総会開催日以降でない、譲渡価格が確定しません。㈱群馬東部水道サービスの再編成スケジュールと合致しませんが、どのようにお考えかご教示下さい。	事業年度終了前に株主総会を実施し、第1期事業者から企業団への株式譲渡並びに企業団から選定事業者への株式譲渡について議決をとります。 スケジュールの詳細については事業者選定後に協議のうえ決定いたします。
37	募集要項 P17	第3章 1 (2) ㈱群馬東部水道サービスの再編成	【第1期事業者は保有する㈱群馬東部水道サービスの株式を企業団に譲渡し、企業団は保有する株式を選定事業者に譲渡する。】とあり、基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）3条では、令和7年1月を目処に再編されることになっています。第1期事業期間の途中での株式譲渡となるため、再編日以降の官民出資会社の経営について第1期事業者は株主として関与できなくなり、反対に第2期の選定事業者が実質的に経営責任を負担するよう思いますが、どのように考えればよろしいでしょうか。	スケジュールの詳細については事業者選定後に協議により決定します。 第1期事業期間の経営責任は第1期事業者に帰属するよう、再編時期の調整や、別途覚書の締結を予定しています。
38	募集要項 P17	第3章 2 (1) 事業契約の締結	「前年度の物価変動・労務単価の見直しや管路整備箇所の変更等を踏まえ委託料を含めた事業契約内容の見直しを行う場合がある」とありますが、事業契約書（案）の第二章 包括業務（施設維持管理・業務経営サポート等）には、具体的な内容が記載されていません。（第3章 工事等関連業務には記載あり） また、物価及び労務単価の上昇を1年当たり3%で見込まれていますが、当該年度において3%以上の上昇が見込まれた場合、包括業務においても物価変動・労務単価の見直しを協議の上、設計変更対象になる認識でよろしいでしょうか。	物価変動・労務単価変動を考慮している費目については、参考見積書様式をご参照ください。 また、設定以上に物価・労務単価が上昇した場合、協議の上、契約金額の変更を行います。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
39	募集要項様式集	【様式5】 公募型プロポーザル応募表明書	第1期包括事業委託に引き続き、第2期包括事業委託においても、施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、管路施設管理業務・給水装置関連業務・水道事務管理業務を、㈱群馬東部水道サービスが担当する提案をした場合には、㈱群馬東部水道サービスは構成員としては記載ができないため、どのように記載すれば良いか、下図のように、募集要項様式集【様式5】の記載方法を具体的にご教示下さい。 ※画像省略 (募集要項記載の用語の定義に、構成員は、本事業の事業者選定に応募する民間グループを構成する民間企業のことをいう。構成員は対象業務を行う。とあるため㈱群馬東部水道サービスは構成員としては記載できません。)	㈱群馬東部水道サービスは本事業へ応募できません。 全ての業務について、いずれかの構成員が対応することとして記入してください。
40	募集要項様式集	【様式8】 委任状	㈱群馬東部水道サービスの委任状の提出は不要と理解していますが、上記公募型プロポーザル応募表明書の質問回答をあわせて、留意事項があればご教示下さい。	㈱群馬東部水道サービスは本事業へ応募できません。 応募されるグループの構成員等を記入いただき提出してください。
41	募集要項様式集	【様式11】 プレゼンテーション参加者届提案審査の方法	プレゼンテーション及びヒアリングを実施するとありますが、募集要項様式集の【様式11】プレゼンテーション参加者届では5名分記載可能です。対象業務は8業務あるため、最大8人の参加を希望します。	記名枠については適宜追加いただいて構いません。 ただし、参加可能人数の上限については、提案書提出期限以降に応募者へ通知することを予定しています。(募集要項P.16)
42	要求水準書 P7	第2章 1. 1. 1 (8) 補助業務	工事等の立会が年間どれくらい発生するのか予定数をご教示ください。	工事立合に関する実績は、ほとんどありません。 企業団発注の工事については、原則企業団職員が対応を行います。 施設見学については、年間50件程度です。
43	要求水準書 P12	第2章 業務要求水準 1.4 水道料金徴収業務 (5) 開閉栓業務	全ての対象について止水栓の開閉作業を行うという認識でよろしいでしょうか。または常時開栓状態とし必要に応じた現地対応と言う認識でしょうか。ご教示ください。	常時開栓状態とし必要に応じ現地に対応して頂くことを想定しています。
44	要求水準書 P13	第2章 業務要求水準 1.4 水道料金徴収業務 (7) 給水停止業務	待機時間午後8時まで受付業務を行うものとするがあるが、給水停止に関する受付のみの対応と言う認識でよろしいでしょうか。また、待機時間について企業団と協議し短縮する事は可能でしょうか。ご教示ください。	待機時間については給水停止に関する受付のみの対応を想定しています。また、時間は午後7時まで短縮することは可能です。
45	要求水準書 P13	第2章 業務要求水準 1.4 水道料金徴収業務 (10) 調定更正業務	起案の作成、承認についてどのような流れかご教示いただきたい。	調定更正の資料及び一覧表を企業団に提供して頂き、それを基に企業団内で起案の作成、決裁の承認を得ることになります。
46	要求水準書 P15	第2章 1. 1. 5 (9) 企業団庁舎管理	太田本所が令和9年度に移転とありますが、新庁舎に関する情報がありません。 ・移転費用は本事業に含まれない認識でよろしいでしょうか。 ・新庁舎にかかる管理費用は算出ができないため、従前の費用で提出します。新庁舎にかかる管理費用は協議の上、変更契約対象という認識でよろしいでしょうか。	・移転費用については、企業団より無償で貸与している物品については企業団の負担とし、㈱群馬東部水道サービスが設置した物品については㈱群馬東部水道サービスの負担とすることを想定しています。(事業契約書(案) 第31条) 詳細は協議により決定します。 ・管理費用に関してはご認識のとおりです。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
47	要求水準書 P16	第2章 2. 2. 1	既存管路の更新整備業務において照査技術者として技術士を配置しなければならないと記載されています。照査技術者は常駐する必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。	常駐する必要はありません。
48	要求水準書 P16	第2章 2. 2. 1	有資格者の確保について、交付金申請書作成業務の実施にあたり、照査技術者として技術士を配置するとなっておりますが、交付金申請書作成業務の委託費には、当該業務の照査に係る歩掛も加味されているとの理解でよろしいでしょうか。契約時に委託費を決定するに際して、その根拠（人工の内訳）を提示願います。	委託費の算出に関する内訳の提示はできません。
49	要求水準書 P16	第2章 2. 2. 1	対象路線の太田利根浄水場導水管に関して、別紙3のp.5に河川横断（推進工法）とあります。要求水準書に基本設計業務が含まれておりませんが、契約後に企業が実施した内容を公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	河川横断（推進工法）箇所については、事業者が実施する詳細設計内で提案を頂くことを想定しています。
50	要求水準書 P16	第2章 2. 2. 1	対象路線の太田利根浄水場導水管に関して、別紙3のp.5に河川横断（推進工法）とありますが、施工日数がかかるため複数年事業になると想定されます。毎年度、請負契約を締結するとありますが、繰越工事になるとの理解でよろしいでしょうか。	工期については、事業者選定後に協議を行います。
51	要求水準書 P16、17	第2章 2. 2. 1、2. 2	既存管路の更新整備業務における照査技術者と既存管路の更新委託業務の業務責任者は兼務が可能との解釈でよろしいでしょうか。	兼務は可能です。
52	要求水準書 P18	第2章 2. 2. 1(3)	完成図書及び各種申請図書の提出に関して、群馬東部水道サービスが提出するとなっております。しかし、本業務の施工部分は、群馬東部水道企業団と構成員が請負契約を締結するため、構成員が提出するとの認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
53	要求水準書 P19	第2章 2. 2. 2	有資格者の確保について、交付金申請書作成業務の実施にあたり、照査技術者として技術士を配置するとなっておりますが、交付金申請書作成業務の委託費には、設計業務と同様に当該業務も照査に係る歩掛が計上されているとの理解でよろしいでしょうか。契約時に委託費を決定するに際して、その根拠（人工の内訳）を提示願います。	委託費の算出に関する内訳の提示はできません。
54	要求水準書 P19	第2章 2. 2. 2	業務責任者として①技術士（上下水道部門/上水道及び工業用水道）を配置しなければならないとなっておりますが、「照査技術者として」ではないでしょうか。	ご認識のとおりです。
55	要求水準書 P19	第2章 2. 2. 2	照査技術者として①一級又は二級土木施工管理技士、②一級又は二級水道施設管理技士のいずれかを配置しなければならないとなっておりますが、「業務責任者として」ではないでしょうか。	ご認識のとおりです。
56	要求水準書 P19	第2章 2. 2. 2	各工事の監理を行う監督員は、構成員の中から以下の資格を有する者を配置しなければならないという文言がありますが、「各工事の工事監理を行うにあたり、構成員の中から以下の資格を有するものを監督員として配置しなければならない」との意味合いと考えてよろしいでしょうか。	当該業務を担当する構成員の中から資格を有する者を配置していただくことを想定しています。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
57	要求水準書 P19	第2章 2. 2. 2	既存管路の更新委託業務において業務責任者として技術士を配置しなければならないと記載されています。業務責任者は常駐する必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。	常駐する必要はありません。
58	要求水準書 P19	第2章 2. 2. 2	工事請負の禁止は(株)群馬東部サービスの構成員にも適用されるのでしょうか。一部既存管路で更新整備業務と更新委託業務の両方の対象となっているものがあるため、対応について確認したく。	本項は「G. 既存管路の更新委託業務」に関する施工工事を請け負うことを禁止するものです。「F. 既存管路の更新整備業務」の施工工事は対象外です。
59	要求水準書 P20	第2章 2. 2. 2(1)①	実際の設計対象については毎年度企業団との協議により決定するとありますが、対象路線が変更になり新たに路線選定を行う必要が生じた場合は企業団が行うと理解しています。もし、群馬東部水道サービスが行う場合、現状の見積額には詳細設計しか含まれておりませんので、計画に係る委託費は変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
60	要求水準書 P20	第2章 2. 2. 2(1)①	令和7年度工事分について、第I期事業者が別途を実施するとあります。事業者の事由によらない設計変更が発生した場合、企業団様に変更設計の図書を作成するという認識でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰すべきではない設計変更のリスクは企業団が負います。
61	要求水準書 P22	第2章 2. 3	その他事業における工事関連委託業務は、県土木工事等の工程に大きく左右され、年度をまたぐ工事もあると認識しています。事業最終年度である R11 年度は、責任の所在が不明確になるため年度をまたぐ可能性のある工事は対象外としていただけますでしょうか。	工事箇所については協議によって決定します。協議の際に考慮します。
62	要求水準書 P22	第2章 2. 3	期初に一斉に業務を開始する既存管路の更新委託業務とは異なり、その他事業における工事関連委託業務は、都度、県土木等からの依頼により発生する業務と認識しております。発注者や関係機関等との打ち合わせも、工事ごとにばらばらに発生することになるため、設計協議の歩掛は、工区ごとに使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	現状個別での変更は想定しておりません。
63	要求水準書 P30	【別紙6】 水道料金徴収関連業務	水道料金徴収関連業務③収納率について、時点は年度末の数値と解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
64	要求水準書 P41		一部路線の設計業務は、数年前に実施済みとなっておりますが、実施年度が古いもの(例えば、太D-33 ほかは平成30年度)もございます。現地の状況によっては、大幅修正が必要な可能性もありますが、既設計の設計変更作業は要求水準にも記載がなく、本委託業務に含まれていないため、企業団との協議の上で変更対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	提案書作成要領 P2	第2章 1 提案書の作成要領	【副本及び概要版は提案者名が特定されるような名称、マーク等の記載は行わないこと】とありますが、(株)群馬東部水道サービスの記載は可能との理解で宜しいでしょうか。	(株)群馬東部水道サービスは、構成員に含まれないため、記載の必要はありません。
66	提案書作成要領 P2	第2章 1 提案書の作成要領	【提案書のポイントをまとめた概要版を、様式に基づき作成すること。作成に当たっては、上記の内容に準拠し、また様式の行数、幅等を変更することなく、提案のポイントを簡潔に示すこと。】とありますが、提案書概要版様式(word)の文字サイズは9ポイントとなっております。1頁には、【提案書に記述する文字サイズは11ポイント以上とすること。】とありますが、提案書概要版の文字サイズは9ポイントで作成するととの理解で宜しいでしょうか。	提案書本編については11ポイント以上としますが、概要版についてのみ、9ポイントにて作成してください。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
67	提案書作成要領 P3	第2章 2 参考見積書の作成要領	「提案上限価格には費目に応じて年3%の物価・人件費の上昇を見込んでおり、・・・」とあります。物価補正ご指定の項目の内、金額ご指定となる網掛け部の上昇率は、2.3%~3.1%と定率ではなく、また3%を超えている項目もございます。理由はございますか。	「年3%」については、過去の上昇傾向の平均値として採用し、各項目に統一した補正率としています。
68	提案書作成要領 P3	第2章 2 参考見積書の作成要領	「提案上限価格には費目に応じて年3%の物価・人件費の上昇を見込んでおり、上昇を見込んだ費目は参考見積書内に対応表を記載している。」とあります。参考見積書様式1の金額入力する項目の内、物価・労務等補正に該当する項目は費用の上昇を見込むこと、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
69	提案書作成要領 P3	第2章 2 参考見積書の作成要領	「見積金額には、上記以上の割合での物価変動等は見込まないこと。」とあります。参考見積書様式1の金額入力する項目の内、物価・労務等補正に該当する項目は、年3%「以内」で、「必要な」物価変動を見込むこと、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
70	提案書作成要領 P3	第2章 3 提案書の電子データ一式 (CD-R) の作成要領	電子データはCD-Rの提出とありますが、大容量になることを想定して、DVDの提出でもよろしいでしょうか。	問題ございません。
71	提案書作成要領 P5	第4章 2.(1) 提案評価項目 【施設維持管理・業務経営サポート等包括委託業務に関する提案評価】	【7 水道事務管理業務について 管路情報システムに関する理解】とありますが、【提案書概要版様式 1-7 水道事務管理業務について 群馬東部水道企業団水道ビジョンの理想像実現への寄与】となっています。群馬東部水道企業団水道ビジョンの理想像実現への寄与が評価項目との理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、「群馬東部水道企業団水道ビジョンの理想像実現への寄与」が評価項目となります。
72	参考見積書		太田利根浄水場導水管はDBとCM双方で実施する路線となっていますが、参考見積書上では様式2のDB方式には設計業務の金額を記入欄がありますが様式3のCM方式にはありません。事業開始後、DB方式とCM方式で路線を分離して設計できるとの理解でよろしいでしょうか。	設計については、先行して実施するDB方式において一括で実施することを想定しておりますが、詳細は提案に応じて協議を実施し決定します。
73	参考見積書		工事等関連業務について、設計費や工事費の実施年度の記入欄が固定されていますが、事業開始後に実情に合わせて実施年度を変更できるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、交付金執行金額が当初予定から変わってしまうこととなりますが、制約(年度ごとの執行金額決まっているなど)はありますか。	実施年度についての詳細は契約に先立ち協議を行い決定します。具体的な金額の制限は設けていません。
—	参考見積書			参考見積書 様式3(1)設計業務に、「【老朽管路】みどり市 φ300~75 10.596m」の記載がなかったため、修正版の参考見積書を公表しました。
74	基本協定及び官民出資会社に係る合意書(案)	—	募集要項2頁では【選定事業者が第1期事業者と同じ事業者であり、出資構成を変更する必要がない場合には(2)株群馬東部水道サービスの再編成を省略する。】とされているため、選定事業者が第1期事業者と同じ事業者であり、出資構成を変更する必要がない場合には、今回の基本協定及び官民出資会社に係る合意書(案)は適用されず、第1期包括事業委託において締結した合意書に基づいて協議するとの理解で宜しいでしょうか。	省略するのは、(2)株群馬東部水道サービスの再編成に関する作業のみです。選定事業者が第1期事業者と同一であり、出資構成を変更しない場合でも、基本協定及び官民出資会社に関わる合意書を締結します。
75	基本協定及び官民出資会社に係る合意書(案) P1	第3条第1項	再編成における第1期包括事業委託を実施する事業者の甲への株式譲渡価格、並びに甲から各構成員への株式の譲渡価格はどのように決めるのでしょうか。	第1期事業者からの譲渡価格は、事業会社の自己資本額と資本準備金額を株式数で割った額を、1株当たりの譲渡価格とします。ただし、最低価格は当初に出資した額とします。 第2期事業者への譲渡価格は資本金額を発行株式数で除した金額とします。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
76	基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）P1	第3条第3項	官民出資会社の再編成に係る事務手続に要する費用は、再編成後に経費として官民出資会社から代表構成員に支払う旨の記載がありますが、再編費用は第1期事業期間の予算では見込んでいないため、第2期事業期間が開始した令和7年4月以降の支払いになるとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて協議を行い決定します。
77	基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）P4	第11条第1項	本項の適用範囲がかなりあいまいであると考えられますが、株主総会決議事項に相当する事項にはどのようなものがありますでしょうか。	例えば、役員の選任や資本金の変更等が生じた場合が挙げられます。
78	基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）P4	第13条第1項及び第3項	譲渡先は他の構成員に限られるのでしょうか。	譲渡制限はかけていますが、相手先の構成員に制限はかけておりません。
79	基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）P5	第16条	新規発行された普通株式の引き受け先は構成員に限定されるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
80	基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）P6	第18条第4項	本項に定める業務事業契約の対象外ということは要求水準書に定められた施工関連業務とは別の業務基準が示されるのでしょうか。	業務は要求水準書で示したとおりです。工事業務の施工に係る業務は、当該業務を担当する構成員と個別に契約することを想定しています。
81	基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）P6	第18条第7項	「甲及び各構成員は、官民出資会社再編成から5年経過した際、事業契約終了後の実施方法及び実施体制等について、協議する」とありますが、官民出資会社再編成から5年経過した時点は令和12年1月であり、同年3月末に事業期間が終了してしまうことを考えると、もう少し早めの時点（例：官民出資会社再編成から4年経過した時点）で協議を開始した方が望ましいと存じます。	協議時期については目安となりますので、状況に応じて調整します。
82	基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）P8	第25条第1項	第18条第7項との関連で、再度公募とするかどうかは同項に基づく甲乙間の協議で決められるのでしょうか。	企業団の事業方針によるものであるため、企業団による決定事項とします。
83	基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）P10	【別紙1】 出資者間のリスク分担表	株主倒産リスク及び清算リスクのリスク分担が企業団に○がついていますが、具体的に負担する事項とはどのようなものになるのでしょうか。	各リスクについては下記のとおりです。 株主倒産リスク：株主の倒産により(株)群馬東部水道サービスの業務が実施できなくなった場合、企業団が対応します。 清算リスク：官民出資会社が清算される場合の費用等を企業団が負担します。
84	事業契約書（案）契-2	第3条	F. 既存管路の更新整備業務の工事業務は、企業団と構成員が別途請負契約を締結するものとし、本契約の対象外とするとありますが、請負金額の支払いは群馬東部水道サービスを經由しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
85	事業契約書（案）契-2	第3条	「F. 既存管路の更新整備業務」における工事業務（以下「工事業務」という。）については、甲は当該業務を担当する構成員と別途請負契約を締結するものとし、本契約の対象外となっておりますが、第55条から第66条までは工事業務の記載もありますので修正されるとの認識で良いでしょうか。	「工事等関連業務」の中には、設計業務等が含まれますので、記載の修正は想定しておりませんが、別途準備を予定している施工部分に関する契約書との齟齬がある場合には、修正します。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
86	事業契約書（案） 契-3	第3条第5条2	F. 既存管路の更新整備業務の工事業務は、企業団と構成員が別途請負契約を締結するものとし、本契約の対象外とするとあります。設計・施工監理分科会の対象業務に F. 既存管路の更新整備業務が含まれておりますが、当該業務の施工監理は企業団の担当となるため、Fの業務を除いた内容を分科会にて取り扱うとの考え方で良いでしょうか。	工事業務の施工部分については、別契約となりますが、包括事業内の一つの業務として捉えていますので、各種会議で取り扱うことを想定しています。
87	事業契約書（案） 契-4	第12条	別紙「リスクとその責任分担」は別紙と記載されていますが、別紙はどこを指すか教えて下さい。もしくは、別途ご提示いただけますでしょうか。	事業契約書（案）では示していませんが、4月18日に公表した実施方針の別紙5のP2「企業団と㈱群馬東部水道サービスのリスク分担表」を想定しています。
88	事業契約書（案） 契-4	第12条	ここでいう別紙の「リスクとその責任分担」とは実施方針の別紙5を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
89	事業契約書（案） 契-6	第19条	次期公募がない、又は事業スキームの変更などにより次期受託者が選定されない場合でも本条が適用されるのでしょうか。	本項は、次期受託者が存在する場合に適用します。なお、事業スキームの変更があっても同様です。
90	事業契約書（案） 契-14	第56条	F. 既存管路の更新整備業務に関する工事業務について、乙である群馬東部水道サービスは設計及び管理監督を行うとあります。参考見積書に設計の記入欄はありますが、管理監督はありませんので、作業主体は群馬東部水道サービスではなく企業団との理解で間違いはないでしょうか。もし、群馬東部水道サービスが作業主体なのであれば、要求水準書への記載と委託費の計上をお願いいたします	施工管理は工事業務に含み請負契約にて規定し、施工監理は企業団にて実施します。
91	事業契約書（案） 契-15	第61条	賃金又は物価の変動に基づく工事等関連業務の委託料を変更するためには元となる積算根拠が必要となります。事業契約の際に交付金申請書作成業務や施工監理業務の積算根拠は開示いただけるとの理解でよろしかったでしょうか。	積算根拠の開示予定はありません。
92	事業契約書（案） 契-16	第62条、第64条第1項	第62条に規定されている「第64条第1項に規定する損害を除く」、並びに第64条第1項に定める「第61条から第63条までの規定により工事等関連業務の委託料を増額すべき場合」という内容が、関連性がないようにみえますが、参照先条項番号が間違っていないでしょうか。	ご指摘のとおりです。第62条が参照するのは次条第1項及び第2項で、第64条が参照するのは第61条から第62条までです。
93	事業契約書（案） 契-16	第65条第1項	「工事業務」とあるのは「工事目的物」の誤記ではないでしょうか。	請負契約によって実施する業務を総称して工事業務と記載しております（第56条参照）
94	事業契約書（案） 契-17	第69条第5項	「成果物」とあるのは「設計図書」を指しているのでしょうか。	ご認識のとおりです。
95	事業契約書（案） 契-18	第72条 第73条	設計管理技術者や設計照査技術者は、群馬東部水道サービスではなく、工事等関連業務を担当する構成員が配置するとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務は事業契約の対象であるため、構成員が技術者を配置しますが、当該技術者が㈱群馬東部水道サービスに出向することを妨げるものではありません。

No	該当資料名、頁	項目	意見内容	回答
96	事業契約書（案） 契-18	第 75 条	施工監理技術者は要求水準書の工事等関連業務に記載がありませんので、不要との考えでよろしいでしょうか。	施工監理業務が業務の対象に含まれますので、業務遂行に必要な技術者を配置してください。
97	事業契約書（案） 契-19	第 76 条	監督員は水道法第 12 条に定める布設工事の監督員の資格を有する者とありますが、1 名以上の理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。業務遂行に必要な技術者を配置してください。
98	事業契約書（案） 契-19	第 77 条	工務系管理業務は要求水準書に記載がありませんので、当該業務は本契約には含まないとの理解でよろしいでしょうか。 もし、本契約に含むのであれば委託料等の明記をお願いします。	工務系管理業務は対象業務には含みません。当該条文は契約書締結時点では削除予定です。

【追加資料】

募集公告資料への質問を受け、下記のとおり追加する。なお、本資料は募集公告資料への質問と同等のものと位置づけ、募集公告資料に優先するものとする。

1. 事業費の上限額について

本事業の事業費の上限額は、次のとおりである。

- ① 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務 19,388百万円
- ② 工事等関連委託業務 2,836百万円
(うち、F. 既存管路の更新整備業務 1,388百万円
G. 既存管路の更新委託業務 798百万円)

※ ①、②の双方又はどちらか一方が見積上限額を上回った提案は失格とする。②の内訳金額についても同様とする。

2. 請負率とその算出方法について

本事業の工事等関連委託業務について、事業費額が変更となった場合、変更後の金額に請負率を乗じた金額で契約を締結する。

請負率は、業務ごとに下記のとおり算出する。なお、業務は「F. 既存管路の更新整備業務」、「G. 既存管路の更新委託業務」、「H. その他事業における工事関連委託業務」で区分することとし、「H. その他事業における工事関連委託業務」の請負率は、「G. 既存管路の更新委託業務」の請負率を準用することとする。

詳細は事業者選定後に協議のうえ決定する。

$$\text{請負率(\%)} = \frac{\text{当該業務の提案額}}{\text{当該業務の事業費上限額}} \times 100$$

当該業務の事業費上限額： 本資料 1. 事業費の上限額のとおり

以上